

## 本合同会合における検討の進め方について（案）

### 1．検討事項

本合同会合における検討の対象は、水銀に関する水俣条約により各国の対応が求められる事項のうち、水銀の大気への排出対策に関するもの（第 8 条関係）及び水銀廃棄物対策に関するもの（第 11 条関係）以外の事項（ ）とする。

例えば、水銀の供給源及び貿易（第 3 条）、水銀添加製品（第 4 条）、水銀等を使用する製造工程（第 5 条）、水及び土壌への放出（第 9 条）、水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管（第 10 条）、能力形成、技術援助及び技術移転（第 14 条）、情報の交換（第 17 条）、公衆のための情報、啓発及び教育（第 18 条）、研究、開発及び監視（第 19 条）、実施計画（第 20 条）等

これらの事項に関し、既存の法令における対応等の我が国の実態を踏まえつつ、今後必要な水銀対策のあり方について審議を行う。

なお、水銀の大気排出対策に関する事項及び水銀廃棄物対策に関する事項は、それぞれ中央環境審議会大気・騒音振動部会水銀大気排出抑制対策小委員会及び同審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会において審議がなされる予定であり、その審議状況についても必要に応じ事務局から報告する。

### 2．スケジュール

年内の取りまとめを目指し、以下のスケジュール感での開催を想定。

今夏～秋 個別事項及び取りまとめ案について検討

（取りまとめ案についてパブリックコメント実施）

年末 他的小委員会・専門委員会における審議状況の報告、本合同会合としての取りまとめ

### 3．その他

各回の議長は、原則として、水銀に関する水俣条約対応検討小委員会委員長及び制度構築ワーキンググループ座長が交互に務める。

毎回の審議は公開で行うとともに、議事録及び議事概要を作成し、経済産業省及び環境省ウェブサイトにおいて後日公開する。